

衆議院 厚生労働委員會議録 第三号

平成二十二年二月十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 藤村 修君
理事 青木 愛君 理事 石森 久嗣君
理事 内山 晃君 理事 黒田 雄君
理事 中根 康浩君 理事 大村 秀章君
理事 加藤 勝信君 理事 古屋 範子君
理事 相原 史乃君 理事 井戸まさえ君
理事 石津 政雄君 理事 市村浩一郎君
理事 大西 健介君 理事 岡本 英子君
理事 菊田真紀子君 理事 菊池長右門君
理事 郡 和子君 理事 齊藤 進君
理事 園田 康博君 理事 田名部匡代君
理事 田中美絵子君 理事 玉城テニ君
理事 長尾 敬君 理事 仁木 博文君
理事 初鹿 明博君 理事 樋口 俊一君
理事 藤田 一枝君 理事 細川 律夫君
理事 三宅 雪子君 理事 水野 智彦君
理事 宮崎 岳志君 理事 室井 秀子君
理事 谷田川 元君 理事 山岡 達丸君
理事 山口 和之君 理事 山崎 摩耶君
理事 山井 和則君 理事 あへ 俊子君
理事 菅原 一秀君 理事 田村 憲久君
理事 武部 勤君 理事 橘 慶一郎君
理事 棚橋 泰文君 理事 西村 康稔君
理事 松浪 健太君 理事 松本 純君
理事 坂口 力君 理事 高橋千鶴子君
理事 照屋 寛徳君 理事 柿澤 未途君

文部科学大臣政務官 高井 美穂君
厚生労働大臣政務官 山井 和則君
厚生労働大臣政務官 足立 信也君
国土交通大臣政務官 長安 豊君
政府参考人 金森 越哉君
(文部科学省初等中等教育局長)
政府参考人 森岡 雅人君
(厚生労働省大臣官房審議官)
政府参考人 阿曾沼慎司君
(厚生労働省医政局長)
厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
二月十九日

辞任 初鹿 明博君

樋口 俊一君

福田衣里子君

水野 智彦君

長勢 甚遠君

阿部 知子君

江田 憲司君

同日

辞任 井戸まさえ君

石津 政雄君

市村浩一郎君

菊池長右門君

橘 慶一郎君

照屋 寛徳君

柿澤 未途君

同日

辞任 玉城テニ君

補欠選任 市村浩一郎君

石津 政雄君

井戸まさえ君

菊池長右門君

水野 智彦君

長勢 甚遠君

阿部 知子君

江田 憲司君

補欠選任 谷田川 元君

玉城テニ君

市村浩一郎君

石津 政雄君

井戸まさえ君

菊池長右門君

橘 慶一郎君

照屋 寛徳君

柿澤 未途君

同日
辞任 高井 美穂君
谷田川 元君 山岡 達丸君
同日 山岡 達丸君
補欠選任 福田衣里子君

二月十九日
介護労働者の処遇改善を初め介護保険制度の抜本的改善を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五三号)

後期高齢者医療制度廃止などを求めることに関する請願(岡本充功君紹介)(第一五四号)

同(志位和夫君紹介)(第一五五号)

同(志位和夫君紹介)(第一六八号)

同(石田芳弘君紹介)(第二五四号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二九七号)

後期高齢者医療制度を廃止することに関する請願(武正公一君紹介)(第一五九号)

腎疾患総合対策早期確立に関する請願(竹本直一君紹介)(第一六〇号)

後期高齢者医療制度の即時廃止に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第一六七号)

同(重野安正君紹介)(第二五五号)

後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一六九号)

同(宮本岳志君紹介)(第二二五号)

生活保護の老齢加算をもとに戻すことに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第一七〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一七〇号)

同(吉田統彦君紹介)(第二二八号)

同(山本剛正君紹介)(第二八〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第二九八号)

同(宮本岳志君紹介)(第二九九号)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇〇号)

医療崩壊を食い止め、患者負担の軽減により安心して医療が受けられることに関する請願(大西健介君紹介)(第一八六号)

同(牧義夫君紹介)(第一八七号)

同(石田芳弘君紹介)(第一九五号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第一九七号)

同(吉田統彦君紹介)(第一九七号)

同(鈴木克昌君紹介)(第二二九号)

同(中根康浩君紹介)(第二四〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七号)

同(石田芳弘君紹介)(第一九五号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第一九七号)

同(吉田統彦君紹介)(第一九七号)

同(鈴木克昌君紹介)(第二二九号)

同(中根康浩君紹介)(第二四〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七号)

同(石田芳弘君紹介)(第一九五号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第一九七号)

同(吉田統彦君紹介)(第一九七号)

同(鈴木克昌君紹介)(第二二九号)

同(中根康浩君紹介)(第二四〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七号)

同(石田芳弘君紹介)(第一九五号)

同(佐藤ゆうこ君紹介)(第一九七号)

同(吉田統彦君紹介)(第一九七号)

同(鈴木克昌君紹介)(第二二九号)

同(中根康浩君紹介)(第二四〇号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一九七号)

○長妻国務大臣 今おっしゃられたように、今現在は健康保険適用で、レンタルというか、三割負担で月に五千円程度、毎月毎月ということなんですけれども、これは日本呼吸器学会、日本睡眠学会など専門家の先生ともよく相談をして、今の御提言についても我々検討を進めていきたいと思っております。

○市村委員 ユーザーの立場というの、ぜひともまた酌み取っていただければ幸いです。ごさいま

ありがとうございました。失礼します。

○藤村委員長 次に、三宅雪子君。

○三宅委員 民主党の三宅雪子でございます。

今日は、質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。新人議員として初めての経験ですので、至らない点があるかもしれませんが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。まずは、長妻大臣にお聞きしたいと思っております。大変シンプルな質問でございます。

昨年の夏、衆議院議員選挙において、民主党は悲願ともいえる政権交代をなし遂げました。民主党政権がスタートして既に五月月となりましたが、この政権の成否のかきは、やはり厚労行政にあると私は確信しております。長妻大臣初め三役の皆さんの手腕にかかっていると、過言ではないと思っております。

前政権によって、大幅な社会保障関係費の削減に続いて、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など思いやりのない政策が行われ、三位一体改革によって地方の財源が絞り込まれました。著しく地域の疲弊化が進み、そして労働者派遣法の実施などで非正規雇用者が約五百万人も増加し、確実にワーキングプアと呼ばれる貧困層を拡大させました。資料の一にございますように、相対的貧困率が、残念ながら、先進国三十カ国のうち、後ろの方から四番目となっております。

そして、質問なんです、このままでは日本がだめになってしまうと痛感した国民の皆さんの選択によって、私は真夏の政権交代が実現したと

思っておりますが、長妻大臣、その認識に間違いはありませんでしょうか。

○長妻国務大臣 三宅委員におかれましては、テレビ局で報道記者として御活躍されたということで、私も同じマスコミ出身者として、本当に一緒に頑張りたいと思っております。

今おっしゃられた点は、まさに社会保障という観点で、国民の皆様方の不安が増大した点が非常に今回の政権交代で大きい形になったのではないかと考えています。

前政権については、社会保障に対する考え方というのが私どもと異なっていたのではないかと。つまり、経済成長と社会保障というのはなかなか両立しない、社会保障を充実させると経済成長のお荷物になるのではないかと、こういう発想が私はいち自分身は、社会保障をきちっと充実して、働くべき方がチャレンジできる機会を確保する、最低限度の生活を保障するということは、経済成長のお荷物というよりはむしろその基盤を拡充していくということ、両立するべきものである。そういう、ある意味ではポジティブウエルフェアともいべき施策を拡充するというところで、国民の皆様方の安心も高め、経済の成長にも資する、こういう道を選択していきたいと考えています。

○三宅委員 どうもありがとうございます。民主党政権は、国民の期待にこたえるために、社会保障費を大幅に伸ばし、一般会計の中の歳出の五一％を占めます平成二十二年度予算案を組んでいるわけでございます。つまり、今長妻大臣がおっしゃったとおり、自民党と民主党の根本的な違いは何かといいますと、福祉に対する考え方、根本的な姿勢が違うと、私も地元でいつも主張しております。

さきの認識に基づいて、国民の生活が第一と私も訴えております。しかし、最近はどうも、地元の後援者のところに、ごあいさつに回りますと、民主党政権への期待感が若干薄れてきているように肌で感じるがあります。これはやはり、マニ

フェストに関してでございます。

そこで質問ですが、端的に言いますと、ガソリンの暫定税率の問題ですとか高速道路無料化などの問題と異なりまして、社会福祉、社会保障関係に於いてのマニフェストの約束だけは、私は絶対に後退することはあつてはならないと思っております。その点はいかがでございますか。

○長妻国務大臣 本日に私もそれを心がけ、使命だと思つて取り組んでおるわけでありまして。この胸ポケットにマニフェストを常にに入れて取り組んでいるところでありまして、就任早々、母子加算を復活する、あるいは今度は父子の方に対する児童扶養手当もお支払いする、あるいは医療費についても十年ぶりのネットプラスにする等々、労働のあり方なども見直して、国民の皆様とお約束をしたマニフェストを実現するというところで、これからも取り組んでいきたいというふうに考えています。

○三宅委員 大臣、ありがとうございます。それでは、これから障害者行政について話題を移らせていただきたいと思います。

実は、長妻大臣にも先日お伝えをしたことではあります。私は福祉の中でも、家族に知的障害者がおられて、そのことから、幼いころから障害福祉について特に強い関心を持ってきております。

障害者の数は、全国で、現在およそ七百二十四万人だそう。たくさんの方が御不自由な思いをされていることに気が重くなりますが、ちなみに、そのうち知的障害者は五十五万人となっております。そして、障害者雇用の問題は、景気の低迷によって当然厳しい状況にあり、平成二十年度には、二千七百七十四名も障害者が解雇されてしまつております。

障害者雇用促進法に義務づけられた企業の雇用率は一・八％ですが、残念ながら、実際の雇用率はまだまだそこに届いておりません。一・六％でしかありません。ドイツやフランスは、障害者雇用の目標を五ないし六％に置いております。

そこで質問ですが、日本としては、まずは一・八％以上に上げるために、厚労省は今後どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

○細川副大臣 お答えをいたします。委員御指摘のとおり、障害者、障害をお持ちの方の雇用率というのは法定の一・八％にはまだまだ届いていない状況でございます。厚生労働省としては、この法定雇用率を達成するために、事業主に対してハローワークや都道府県労働局、あるいは厚生労働省がしっかりと指導を行つて、雇用を促進してまいりたいというふうに考えております。

そこで、平成二十二年度の予算案につきまして、この雇用対策につきまして二百十二億円の予算を計上いたしております。

その主なものをちよつと申し上げますと、まず、障害をお持ちの方々について、地域の雇用、福祉、教育等の関連機関が連携して就労支援を進めるために六十五億円を計上いたしております。

具体的には、まず第一に、ハローワークが中心となりまして、地域の福祉施設や教育機関と連携をいたしまして、就職から職場定着まで一貫した支援を行うチーム支援ということを推進していくということに六億円を計上いたしております。第二にいたしまして、身近な地域で就業面と生活面を一体的に相談、支援を行うということで、障害者就業・生活支援センターというのを拡充するというところに三十八億円を計上いたしております。

今度、新規で行いますのは、障害者の方にはいろいろな特性がございますので、お一人お一人の特性に応じたきめ細やかな支援を行うということ、十九億円の計上をいたしております。

具体的には、第一に、カウンセリング体制の整備等、精神障害者の働きやすい職場づくりのための、企業に対する精神障害者雇用安定奨励金というものを新設いたしたところでございます。そのほかにもいろいろと施策はしておりますけれども、特に事業主の方々に、障害をお持ちの方の雇用を多くするというところで、その意欲が高ま

るような施策としては、従来からも続けておりますけれども、積極的にたくさん障害者を雇用された企業に対しては厚生労働大臣が表彰をさせていただくというような制度もずっとやっておりまして、これについても積極的に今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

厚生労働省としては、障害をお持ちの方に対しての積極的な就労支援ということも、今後とも充実して進めてまいりたいというふうに思っております。

○三宅委員 大変真摯にお答えいただきまして、ありがとうございます。積極的に成果を出していただきたいというふうに思います。

ところで、企業は法定雇用率一・八％というところでございますが、国の公的機関の障害者の法定雇用率は二・一％でございます。九七・四％の機関で法定雇用率を達成しておりますが、都道府県等の教育委員会は法定雇用率は二・〇％ですが、資料二をごらんいただきますと、都道府県の教育委員会が一・七〇、そして市町村が一・八四となっております。

最も障害者教育に力を入れていたがなくてはならない教育機関が、どうしてこんなに数字が低いのでしょうか。二・〇％を満たすためにいかなる努力をされているのか、お聞かせください。文科省の方々にお越しいただいておりますので、お答えください。

○金森政府参考人 お答え申し上げます。教育委員会が雇用いたしております職員の一部は教員でございますが、教員免許状を有する障害者の数が極めて少ないこともございまして、厚生労働省の発表によりますと、障害者雇用の法定雇用率を達成している教育委員会は、四十七都道府県のうち六県にとどまっておりますのが実情でございます。

文科科学省といたしましては、法定雇用率を達成していない教育委員会に対し、障害者に配慮した採用方法の実施などによる改善を指導しております。平成二十二年度教員採用選考におきまして

は、障害者を対象とした選考が全四十七都道府県において行われるなど、一定の改善が図られているところでございます。

今後とも、通知や各種会議等を通じ、教育委員会における障害者雇用を進める取り組みを促してまいりたいと考えているところでございます。

○三宅委員 その教育といいますが、教育、指導などが長年続いていてこの結果になっていると伺っているわけなんですけれども、長妻大臣にお聞きいたします。

今のやりとりを聞いていますと、どのようにお感じになりますでしょうか。

○長妻国務大臣 三宅委員におかれましては、先ほどのお話では御家族に障害を持っておられる方がいらつしやるということ、本日に、今後ともぜひお取り組みを一緒によりしくお願いしたいと思います。

教育委員会については、四十七都道府県の中で達成しているのがたつた六つということでございます。ただ、実雇用率は平成十七年から徐々に上がってきて、今、平均で一・七〇％までなっておりますけれども、これは二・〇というのはいまだ決まりです。特に六つの県ではこれを達成しておりますので、六つの県が具体的にどういう形で達成しているのか、その情報をほかの県にもきちっと共有していただいて、これを速やかに達成してほしいということ、我々も、今後そういう情報提供もしながら、その後押しをしていきたいと考えています。

○三宅委員 どうもありがとうございます。閣議で、ぜひ長妻大臣から川端文科大臣に頼んでいただきたい、そのように真摯にお願い申し上げます。

ところで、知的障害者の問題になりますと、私は、どうしてもお聞きしたいことがございます。近年、残念ながらなんですが、軽い知的障害を持った方が犯罪を犯して、そして刑務所から出てきたときに、居場所がない、住むところがない、食べるものがない、では刑務所に戻ろうというこ

とで、再犯率が大変高いというふう聞いております。そのため、こうした知的障害者の窓口、地域生活定着支援センターというものができまして、整備を新たに進めているように聞いております。ただ、残念ながら、まだ十一カ所までしかでき上がっていないというふう聞いております。

この地域生活定着支援センターを全国的にもつと整備する必要があると思いますが、こうした障害者の方が刑務所にいるときから相談に乗ってくれる窓口、本当に心強いことだと思います。そうした窓口が全国各所にできることになりましたら、これは大変すばらしいことで、犯罪の防止にもつながるとお聞きしますが、大臣の所見をお聞かせください。

○細川副大臣 委員にお答えいたします。刑務所等の矯正施設に知的障害者の方々が入られて、その中で、これまでほとんど福祉サービスというのが受けられていなかった、そういう状況でありまして、この点、私も大変問題であるというふうな認識でございます。

そのため、そういう福祉サービスが受けられるように、矯正施設に入っているときからそれを受けられるようにするために、療育手帳の取得支援あるいは社会福祉施設への入所あっせんというような福祉サービスの利用支援を矯正施設に入っているときから支援が受けられるような、そういう地域生活定着支援センターというのを、委員御指摘のように、今整備を進めているところでございます。

矯正施設も、入所者の方々が帰る先も全国に分散をいたしておりますので、ネットワークで十分にその機能を発揮できるように、そういう必要があるというふうにご考えておりました。今、設置が十一県でありますけれども、平成二十二年度にはさらに二十九の都道府県がセンター設置の経費を予算計上しているというところで、来年度はセンター設置が相当進むというふうにご考えております。

そして、まだ未設置のところについては、厚生

労働省としても積極的にこの整備に向けて指導、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○三宅委員 どうもありがとうございます。私たち民主党は、前政権の下では光が当たらなかつた人たちに光と希望を与える、そんな党にしなければいけない、そのように思っております。ひとりぼっちの障害者、ひとりぼっちの高齢者が絶対に出てこないように、そんな政治を行ってほしい、そのように思っております。

本日は、ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、藤田一枝君。

○藤田(一)委員 おはようございます。民主党の藤田一枝でございます。きょうは、限られた時間ではありますが、非正規という形態で働いている女性の労働の実態について、少し指摘をさせていただきたいと思っております。

大臣は、官製ワーキングプアという言葉をお聞きになったことがございますでしょうか。国や地方自治体あるいはその外郭団体で、臨職あるいは非常勤、嘱託、こういった形で働いている、雇用されている人たちの実態を指した言葉でございます。女性センターの職員や図書館司書、あるいは保育士、消費生活センターの相談員など公共サービスに従事している人たちで、専門職、資格職も数多く見られるところであります。

このような形態で働いている人たちは、何とパート労働法も適用されない、非正規ゆえに何の保障もない。つまり、法の谷間に置かれていまして。年収百四十万から百八十万程度、このようにも言われていますし、一年契約で毎年更新を続けられていく、そしてまた、その契約更新に制限がつけられている、こういうケースもふえてきています。

しかも、人件費として予算が計上されているのではなくて、物件費や事業費で予算計上がされている。そのために、大変実態が把握しにくくて、しかも事業がなくなればいつでも切れる、そして